

衆議院原子力問題調査特別委員会ニュース

【第208回国会】令和4年4月7日（木）、第2回の委員会が開かれました。

1 理事の辞任及び補欠選任

- ・理事の辞任を許可し、補欠選任を行いました。

辞任 理事 菅直人君（立民）

補欠選任 理事 野間健君（立民）（理事菅直人君今7日理事辞任につきその補欠）

2 赤澤委員長から、アドバイザリー・ボードを設置することとなった旨の報告がありました。

3 参考人出頭要求に関する件

- ・アドバイザリー・ボード会員に対する参考人としての出頭要求について、委員長に一任することに協議決定しました。

4 原子力問題に関する件

- ・原子力規制委員会の活動状況について、更田原子力規制委員会委員長から説明を聴取しました。
- ・細田経済産業副大臣、務台環境副大臣兼内閣府副大臣、高橋文部科学大臣政務官、岩田経済産業大臣政務官、岩本防衛大臣政務官、更田原子力規制委員会委員長及び政府参考人並びに衆議院法制局当局に対し質疑を行いました。

（質疑者）鈴木淳司君（自民）、古川康君（自民）、中野洋昌君（公明）、浅野哲君（国民）、菅直人君（立民）、阿部知子君（立民）、堀場幸子君（維新）、伊東信久君（維新）、笠井亮君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

鈴木淳司君（自民）

- （1） 原子力を支える人材や産業の問題も原子力規制委員会の重要な課題として認識する必要性
- （2） 規制活動における効率性の重要性に関する更田原子力規制委員会委員長（以下「更田委員長」という。）の認識
- （3） 効率的・効果的な審査会合の実現に向けたコミュニケーションの改善等の必要性
- （4） 原発の安定的稼働のための迅速な支援と体制強化が求められる中での覚悟とスケジュール感を持った取組に向けた細田経済産業副大臣の考え
- （5） 原子力を国民が受け入れていくために、原子力利用に関する国の基本的な方針を原子力委員会として国民に示す必要性

古川康君（自民）

- （1） 原子力規制検査制度において、関係自治体からの原子力規制当局に対する検査の実施要請及び検査の際の地方自治体職員の同行を制度化すべきとの提案に対する更田委員長の見解
- （2） 原発立地地域との対話関係
 - ア 原子力規制委員会と原発立地地域との意見交換会の開催形態及び開催回数
 - イ コロナ禍にあっても開催方法を工夫して佐賀県における二回目の意見交換会を開催する必要性
- （3） 2030年度及び2050年度の温室効果ガス削減目標における原子力発電の位置付け
- （4） エネルギー安定供給の観点から原発の有効活用が重要であるとの意見に対する細田経済産業副大臣の見解
- （5） 特定重大事故等対処施設の設置関係

- ア 同施設の設置を義務付ける趣旨
- イ 同施設が信頼性の向上に資するものであることと、同施設が設置されなければ再稼働できないこととは直ちにはつながらないとの考えに対する更田委員長の見解
- ウ 平成 27 年に行われた同施設の設置期限の変更は工事日程等を考慮したものではないかとの指摘に対する更田委員長の見解
- エ 状況の変化を受けて同施設の設置基準の在り方を規制委員会として検討する意向の有無

中野洋昌君（公明）

- (1) 東京電力・東北電力管内における電力需給ひっ迫警報の発令関係
 - ア 電力需給がひっ迫した原因等を含めた現状の認識
 - イ 今後の電力需給の見通し
- (2) 新たな原子力の規制行政関係
 - ア 事業者自らが自律的かつ継続的に安全性を向上させる新たな規制制度における改善点等に関する更田委員長の見解
 - イ 最新の知見等を文書で情報共有する「インフォメーション・ノーティス」制度を導入した意義及び今後の狙い
- (3) ALPS 処理水の海洋放出に向けた今後の取組

浅野哲君（国民）

- (1) 原子力規制委員会設置法第 1 条の「我が国の安全保障」の中にエネルギー安全保障という概念が含まれているかどうかについての更田委員長の見解
- (2) 新規規制基準適合性審査における事前の事業者ヒアリングの中で十分な論点整理が行われなかった背景とこれに関する更田委員長の考え方
- (3) 新規規制基準適合性審査の期間を標準処理期間に近づけていく上でのボトルネック並びに現状改善に向け事業者側及び規制側が改めるべき点についての更田委員長の見解

菅直人君（立民）

- (1) 原子力発電所への武力攻撃等対策関係
 - ア 稼働中の原発に対する通常兵器による攻撃により福島第一原発事故でのメルトダウンと同等若しくはそれ以上の破壊が起きるのではとの懸念に対する更田委員長の見解
 - イ 3 月 28 日の参議院決算委員会における日本維新の会の音喜多参議院議員の「特定重大事故等対処施設がなかったとしてもすぐさま安全性に問題があるわけではない」という趣旨の発言は、国民に誤った情報を流すものであるとの懸念に対する更田委員長の見解
 - ウ テロ攻撃の中に何らかの爆発物による攻撃なども可能性として含まれるかどうかの確認
- (2) 営農型太陽光発電関係
 - ア 農水省の営農型太陽光発電に関するガイドブックに記載された様々な事例によると、概ね 1 ha 当たり 500kW 程度の発電が可能ととれるとの考えに対する農水省の見解
 - イ 国内の農地総面積
 - ウ 営農型太陽光発電の発電見込量について、400 万 ha（国内農地総面積）に 1 ha 当たり 500kW のパネルを設置し、年間の日照時間を約 1,000 時間として掛け算をして示した自らの試算結果に対する農水省の認識
 - エ 現在国内で使用されている総電力量が約 1 兆 kWh であることに対して営農型太陽光発電の試算結果が約 2 兆 kWh であることについての農林水産省の見解

オ 営農型太陽光発電が可能となった理由

カ 農地法の解釈により、太陽光発電パネルを載せる柱の下の農地の宅地転用が認められたことが営農型太陽光発電を可能としたとの認識の正否

キ 営農型太陽光発電の普及拡大を妨げているのは経済産業省の原発に固執する姿勢であり、同発電が原発に代わる手段であることを経済産業省は理解し発信する必要性

ク 東京電力等の子会社が送電網を所有するなど我が国で実質的な発送電分離が進んでいない現状についての経済産業省の見解

ケ 電気事業法の所管省として経済産業省は発送電分離ができない理由を示すのではなくできるようにする提案をしていく姿勢を示す必要性

コ 1 ha 当たり 500kW のパネルを設置し、年間 1,000 時間、400 万 ha で発電を行えば約 2 兆 kWh の発電が理論上可能であるとの試算の正否に関する経済産業省の見解

サ 余分に発電できる 1 兆 kW 分を電気分解による水素製造に活用することにより製鉄の溶鉱炉でカーボンを不使用とすることが進められない理由

阿部知子君（立民）

- (1) 福島県内の原発事故前後の 19 歳以下の甲状腺がんの発症数データ及び 2016 年の小児甲状腺がん罹患率の全国と福島県のデータに対する厚生労働省の見解
- (2) 福島県において甲状腺がんが多く診断されている現状は過剰診断に当たらないとの考えに対する務台環境副大臣の見解
- (3) 福島第一原発事故の時に安定ヨウ素剤の予防服用をするべきだったと考えられる人数及び安定ヨウ素剤を配付するために当時必要とされた措置についての更田委員長の見解
- (4) P A Z（予防的防御措置を準備する区域）内における安定ヨウ素剤の配付率及び安定ヨウ素剤の配付率が半分以下でも避難計画が了承される妥当性についての務台内閣府副大臣の見解
- (5) 甲状腺被曝線量モニタリングの目的
- (6) 同モニタリングにより得た個人の被曝量データを個人に伝達する仕組みについての更田委員長の見解

堀場幸子君（維新）

- (1) 関西電力高浜原子力発電所関係
 - ア 原子力発電所が立地する自治体に隣接する京都府舞鶴市への交付金の現状
 - イ 原子力発電所立地自治体の隣接市町村であっても立地県であるか立地県外であるかで交付金が異なる理由及び科学的・合理的判断を行っていない理由についての経済産業省の見解
- (2) 現在の原子力発電所におけるサイバーセキュリティ体制
- (3) 原子力に携わる人材の確保や技術の維持・継承及び安全性の向上に向けた経済産業省の取組
- (4) アカデミアの領域における原子力分野の人材育成の現状と取組

伊東信久君（維新）

- (1) 原子力災害時における避難計画の実効性確保を新規規制基準の適合性審査の対象とする必要性
- (2) 原子力損害に係る国の責任の明確化の必要性
- (3) 高レベル放射性廃棄物の最終処分施設の確実な整備を進めるための手続法制を整える必要性
- (4) 新規規制基準適合性審査に合格して今夏に再稼働が見込まれる原発の名称
- (5) 3月16日に発生した福島県沖の地震により稼働等に支障が生じた原発の有無
- (6) 他国からの脅威に対する原子力施設の防衛体制の整備についての政府方針を示す時期等

- (7) ウクライナ原発における非常事態発生時に同国政府や国際機関から要請があった場合の政府の対応
- (8) 2030年度において温室効果ガス46%削減目標を達成するために必要な原発の稼働基数

笠井亮君（共産）

(1) 原発の運転期間ルール

- ア 原子力規制委員会設置法案の成案を決定した2012年6月15日の環境委員会における決議は、原子力規制委員会が規制の虜になってはならないという趣旨であるとの考えに対する更田委員長の見解
- イ 「運転期間延長認可の審査と長期停止期間中の発電用原子炉施設の経年劣化との関係に関する見解」(令和2年7月29日原子力規制委員会)第2項の内容
- ウ 同見解は原発の運転期間40年が原則であることを曖昧にして、60年運転が可能であるかのように要約しているとの考えに対する更田委員長の見解
- エ 原子炉等規制法第43条の3の32第1項から3項までの内容及び審議当時の立法者の考え方
- オ 運転期間満了時に認可を受ければ延長可能との同見解の記載は、運転期間は40年が原則で20年の延長は例外とする立法時の解釈を曲解しているとの考えに対する更田委員長の見解
- カ 同見解第3項において運転開始から40年目を20年延長のための評価を行うタイミングとしていることも立法時の解釈を曲解しているとの考えに対する更田委員長の見解
- キ 同見解が出された経緯に言及した前文の内容
- ク 事業者側からの要求への対応として同見解を示したことは、規制する側がされる側に支配されるいわゆる「規制の虜」の再現と言えらるるとの考えに対する更田委員長の見解

(2) 原子力規制委員会の政治との距離感

- ア 自民党の議員連盟の決議で示された特定重大事故等対処施設の設置基準を満たさなくても稼働継続を可能とする措置を講ずること等の要請に規制委員会は応じるべきではないとの考えに対する更田委員長の見解
- イ 原子力の稼働に係る規制上の制約を除外すべきとの議論に応じることは、規制委員会の独立性が問われる問題であるとの考えに対する更田委員長の見解